

「多治見市職員の特殊勤務手当に関する規則」の一部を改正するについて

パブリック コメント募集期間

令和8年1月16日(金) から 2月17日(火) まで

多治見市職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正します。

このことについて、皆様のご意見を募集します。

【趣旨】

救急救命士が行う活動内容は、一般救急隊員と異なり、高度な知識と技術が必要であり、その業務には特殊性、困難性、および危険性が伴うため、救急救命士の救急出動に係る特殊勤務手当の支給額の増額を行う。

◆ 多治見市職員の特殊勤務手当に関する規則 別表（第2条関係）

種類	業務の内容	支給額	
特 殊 手 当	消防職員の消防出動業務		
	(1) 火災出動	1 回	600円
	(2) 救助出動	1 回	600円
	(3) 救急出動	1 回	350円
	(4) その他の出動	1 回	300円



種類	業務の内容	支給額	
特 殊 手 当	消防職員の消防出動業務		
	(1) 火災出動	1 回	600円
	(2) 救助出動	1 回	600円
	(3) 救急出動 救急救命士	1 回	500円
	上記以外の隊員	1 回	350円
	(4) その他の出動	1 回	300円

【意見提出方法】

消防総務課宛に、書面、郵送、FAX または電子メールでお願いします。

送付先 多治見市消防本部 消防総務課 寺井

〒507-0828 多治見市三笠町 2 丁目 21 番地

Tel (課直通) 0572 (22) 9231 Fax 0572(21)0022

Mail t-fire@city.tajimi.lg.jp

